

學 會 記 事

日本地質學會地層命名規約 (1952, 2, 18)

現在の地質學の段階では、地層の区分には地史的記録を強く反映した岩相的層序区分と、主として古生物に基いた年代的層序区分とを併用すべきである。この観点から、岩相的層序区分と年代的層序区分の單位名を區別し、その名稱・序列及び命名法を次の如く規定する。

I 岩相的層序区分單位とその命名法

1. 岩相的層序区分の單位とその序列は次のように定める (上級から下級へ)

層群 (英譯は Group) 累層 (英譯は Formation) 部層 (英譯は Member)

- (1) 層群より上級の單位及び部層より下位の單位に對しては規定しない。
 (2) この規約は序列及び名稱の混亂をさけるために定めるもので、各單位の大きさは規定しない。

2. 各單位の地層の命名は次の通りとする。

- (1) 層群の單位の地層名には地名+單位名の呼び方をする。例：掛川層群
 (2) 累層の單位の地層名には地名+單位名の呼び方を原則的に重んじるが、地名+岩質名+單位名の呼び方をしてもよい。例：大日 (砂岩) 累層
 (3) 部層の單位の地層名には地名 (或は記號) + 岩質名 + 單位名の呼び方をするが、地名 (或は記號) はかならずしもつけなくてもよい。例：五百濟凝灰岩 (部層)・第一凝灰岩 (部層)・凝灰岩部層
 (4) 累層或は部層の何れか一方を層としてよい。

掛川「層群」

大日「累層」,

大日「累層」,

大日「層」

五百濟凝灰岩「部層」, 五百濟凝灰岩「層」, 五百濟凝灰岩「部層」

- (5) 地名については次の規定にしたがう

- a) 累層及び部層には、模式地の地名をとる。原則として五萬分乃至二萬五千分之一地形圖に出ていない地名はさける。
 b) 層群にはなるべく二十萬分之一地形圖に出ていた地名をとる。ただしこの場合、慣習的な地方名を用いてもよい。例：加越、北信、蝦夷、關門。
 c) 同じ地名を異なる單位に併用しないようにする。ただし地名の少い場合には累層中の細分を上、中、下あるいは a, b, c 等の記號を付して部層名としてよい。又岩質名によつて區別できる場合にも同一地名を使用してよい。
 d) 地名を用いず岩質や化石上の特徴だけによる層群、累層の命名は今後さける。

例：上部菊石層、埋木層群、砥石層、硯石層群

- e) 従來の地層名は内容の定義に大きい修正のないかぎりなるべく活用する。

- f) 命名後に地名が變つた場合にも地層名は變更しない。例：奄藝郡が河藝郡に變更されたために、「奄藝層群」が「河藝層群」と改名されたことがあるが、このような改名は必要としない。

- g) 地層名を新に命名する場合、難讀の地名にはよみ方を付記する。

II. 年代的層序区分單位とその命名法

1. 年代区分及び年代的層序区分の單位とその序列は、世界の學界に廣く用いられているものに従う。

[年代区分] 代: Era 紀: Period 世: Epoch 期: Age

[年代的層序区分] 界: (Erathem) 系: System 統: Series 階: Stage

代及び界より上の單位と、期及び階より下の單位については規定しない。

2. 年代的層序区分の名づけ方

原則として地名+單位名で呼ぶが従來慣用されているものは定義に大きい變更のないかぎりそのまま使う。

地層命名規約について

地層の分け方、名づけ方は層序学の根本問題にふれる爲に種々の對立した見解が生じることは當然であるが、一方、現實の地質學研究の問題として、個々の見解なり趣味なりにまかせておくことは、既に蓄積された混亂を將來ますます大きくするばかりである。この対策としては、地層命名についての規約をつくり、各人が之をもりたてていく外はない。

昭和 23 年來、此の問題についての關心がたかまつてきたので、昭和 24 年、當時の執行委員會では委員のうち層序學に關係の深いわれわれ 3 名を連絡委員とし、各地方支部に相次いで設立された地層命名研究會の連絡を計ることになった。爾來、各研究會は各個に活潑な研究討論を行つたが、昭和 25 年及び 26 年の日本地質學會總會の際には、相集つて討論會を開催した。

その結果、26 年の京都における學會の際、地層の分け方、名づけ方の大綱について意見の一致を見るにいたり、草案の作成が關東支部に一任された。關東支部の研究會(委員長 竹原平一)は、26 年 6 月に草案を作製し、各支部の意見を問うた上、27 年 2 月 18 日、連絡委員を混えて地層命名規約を完成し、ここに 3 年ぶりに制定を見るに到つた。

上に述べた経緯によつて作成された本規約は、多數の意見の最大公約數ともいふべきもので、従つて詳細な規定は含まれていない。勿論完全なものではなく、將來の改善に期待する點も多い。又事柄の性質上、會員に強制すべきものでもないが、この規約が廣く地質學界に普及されるならば、地層名に關する無用の混亂を輕減するのに役立つところ少くないものと信じて疑わない。

終りにのぞみ、本規約の制定にあたり、各支部特に關東支部研究會幹事の並々ならぬ努力に深謝する次第である。

日本地質學會地層命名連絡委員

坂 倉 勝 彦
鈴 木 好 一
高 井 冬 二

1952 年 2 月 20 日

執行委員會 昭和 26 年 12 月 25 日(火)午前 9 時半より東大理學部地質學教室において開いた。出席者 須藤・牛來・田代・井尻・坂倉・堀越各委員、坂田書記。

議 事

1. 外國 4 件、内地 1 件、との雜誌交換を承認した、
2. 評議員會議題について打合せを行つた、
3. 選舉委員會、理學連合及び賛助會員の會費口數増加についての報告があつた、
4. その他定例報告があつた。

執行委員會 昭和 27 年 1 月 24 日(木)午後 1 時より東大理學部地質學教室において開いた。出席者 須藤・牛來・田代・井尻・坂倉各委員、松本・山下行事委員、梅本委員代理、坂田・西山書記。

議 事

- 1) 國內 1 個所、外國 2 個所、との雜誌交換を認承した。
- 2) 昭和 27 年總會、年會について打ち合せを行い、プログラムの原稿を作製した。
- 3) その他定例報告があつた。

臨時評議員會 昭和 26 年 10 月 19 日(金)午前 10 時より東大理學部地質學教室において開いた。出席者 早坂會長、田代評議員會議長代理、淺野(代鈴木)池邊・石川(代牛來)・井尻・市川(代小林國)・小出・小林國・小林貞・牛來・坂倉・島田・鈴木・須藤・新野・原田・堀越・松下久(代坂倉)・松下進(代池邊)湊(代井尻)・渡邊(代半澤)各評議員、松本行事委員、坂田・西山書記。

議 事

- 1) 關西支部會則の一部變更を承認した、
- 2) 鑛物部會々則について審議した、
- 3) 科學研究費等分科審議會委員候補者として地質部門、池邊・早坂鑛物部門、牛來・渡邊(萬)を推薦することとした、
- 4) 昭和 27 年度總會および年會の日程を決定し、行事委員を勘米良龜・松本達郎・村岡 誠・山下 昇に変更することとした、
- 5) その他定例報告があつた、
- 6) なお入退會の承認は次の如くである。鈴木正一・香澤新・外崎與之・井口正男・長濱正穂・柳下秀晴(以上正會員)岡本和